

非行防止教室

～ 薬物乱用と情報モラル教育について ～

7月4日7限目に、「非行防止教室」が体育館で開催されました。本教室は、松工生としての規範意識の高揚を図り、正義感や自己抑制力などを養う目的で開催しています。愛媛県警察本部人身安全対策・少年課の猪野さんとフィルタリングマンを講師にお招きし、『薬物乱用と情報モラル教育について』をテーマに講演していただきました。

少年非行や薬物乱用の危険性、インターネットやSNS使用時の情報モラルやデジタルタトゥー、特殊詐欺に繋がる闇バイトなど社会で発生している現状を踏まえ、自分で考えてインターネットを適切に活用できる力を身につけることにより、犯罪被害から自分を守ることが大切であることを教えていただきました。

講演後、生徒を代表して生徒会役員の須賀さん（機械科3年）が「ネットの情報が本当に正しいのか判断する大切さを痛感しました。薬物乱用や誹謗中傷などやってはいけないことを常に考えながら生活を送ることの大切さを学ぶことができました。」とお礼のことばを述べました。



県警察本部人身安全対策・少年課
猪野さんとフィルタリングマン

【今日の内容】

- 1 少年非行の状況について
～ふだんの生活に潜む落とし穴～
- 2 薬物乱用防止について
～薬物の本当の姿を知ろう～
- 3 情報モラルについて
～ネットに潜む危険を知ろう～

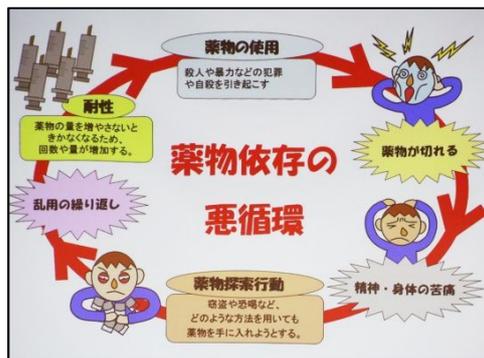
法律で規制されている主な薬物

覚せい剤	コカイン	LSD	MDMA/MDA
乾燥大麻 大麻草	ヘロイン モルヒネ	危険ドラッグ	シンナー

薬物は別の呼び名(隠語)で呼ばれている場合があります。

持っているだけでもダメ！

- 覚せい剤 (覚せい剤取締法)
所持・譲渡・譲受・使用… 10 以下の懲役
- 大麻 (大麻取締法)
所持・譲渡・譲受… 5 年以下の懲役
- MDMA (麻薬及び向精神薬取締法)
所持・譲渡・譲受・使用… 7 年以下の懲役
- LSD・コカインなど
(麻薬及び向精神薬取締法)
所持・使用… 7 年以下の懲役



インターネット・SNSの安全な利用について

- 1 書き込み・投稿に関すること
- 2 使い方に関すること
- 3 安全な利用に関すること

誹謗中傷

悪口や根拠のないウワサなどを言って、他人を傷つける行為

悪意 悪ふざけ ぶり 同調

不満 誤った正義感 怒り

「フィルタリング」は設定していますか？

トラブルのもとになる情報につながるのを防いでくれる!!

フィルタリング

アダルト 暴力・薬物 出会い系

インターネット

書き込み・投稿に関すること ①講演中継 (ひぼうちゅうじょう)

名誉毀損 (めいよきそん) 【刑法第230条】
特定の人の信用をおとしめるような発言。本当のことかどうかわからないが、何らかの事実を突きつけられる。

50万円以下の罰金

拘留又は科料

脅迫 (きょうはく) 【刑法第222条】
個人の生命・身体・自由・名誉、又は財産に関し、罪を加える内容を伝え脅すこと。

2年以下の懲役または30万円以下の罰金

人としてしてもいいこと? 悪いこと?

そのアルバイトは大丈夫!?

アルバイトを探すとき、TwitterやInstagramなどのSNSや掲示板で

裏バイト 即日現金 書類を送るだけ

高額

などの甘い言葉があれば要注意!!

詐欺の受け子や強盗の実行犯などの犯罪に利用される可能性があります。

犯罪に気づいてやめようと思っても、応募の時に送った身分証明書から露され、逮捕されるまでやめることはできません。

講演で使用したスライド (抜粋)